

リスク管理規程

(目的)

第1条 本規程は、当社の事業において想定される様々なリスクに対するリスクマネジメントについて基本的な事項を定め、的確な運用・管理を可能とすることを目的とする。

(主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

(対象範囲)

第3条 リスクマネジメントの対象範囲は、当社が保有（間接的なもの含む。）し管理する有形・無形財産すべてとする。

(定義)

第4条 本規程において使用する用語については、以下のとおりとする。

(1) リスク

当社の経営における一切の不確実性なもので主には以下リスクをいう。

- ①当社に経済的損失（間接的なもの含む。）をもたらす可能性のあるもの
- ②災害等当社事業の継続を中断・停止させる可能性のあるもの
- ③信用、き損等当社のイメージを失墜させる可能性のあるもの
- ④身体生命に悪影響を及ぼすような事態、財物を損壊又は使用不能等至らしめる事態等、当社の経営又は事業活動に重大な影響を与える可能性があるもの

(2) リスクマネジメント

前号の様々なリスクに対して、最小かつ経常的コストで適切な処理を行うことにより、事業の継続と安定的発展を確保していくための管理をいう。

(リスクマネジメント管理体制)

第5条 リスクマネジメント管理は、コンプライアンス管理責任者が統括しコンプライアンス事務局が補佐する。必要に応じてコンプライアンス規程で定める別紙1『コンプライアンス管理体制(組織図)』を活用する。

2. 緊急時又は事故発生時には、コンプライアンス規程で定める別紙3『緊急時対応手順』に基づき運用する。

(役割と権限)

第6条 コンプライアンス事務局は、以下の事項について取組み推進する。

- (1) リスクマネジメントに関する方針、年次計画及び取組み方法の立案
- (2) 主なリスクの予見とそのリスクマネジメント運用について
- (3) 定期的な啓蒙活動

(主なるリスク対象)

第7条 当社がリスクマネジメントの対象とするリスクは、以下のとおりとする。

- (1) 全般にかかわるリスク・・・法令違反、環境、外部犯罪
- (2) 災害にかかわるリスク・・・地震、火災、水害等
- (3) 従業者にかかわるリスク・・・従業者の負傷・疾病・死亡、雇用・人事、人材流出等
- (4) 事業執行上にかかわるリスク・・・製品・サービス、契約、知的財産、協力会社、情報流出、社内不正等
- (5) 内部統制にかかわるリスク・・・業務運用における不正等
- (6) 個人情報保護にかかわるリスク・・・個人情報の漏えい、滅失又はき損等

(付則)

1. 本規程の制改定は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。
平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施